

会 議 録

会議の名称	本庄市農業振興整備促進審議会
開催日時	令和2年7月22日（水） 午後 1時30分から 午後 2時20分まで
開催場所	本庄市役所5階 502会議室
出席者	粳田委員、小林委員、田端委員、細野委員、立石委員、清水委員 小暮委員、岩上委員、田島委員、宮部委員、海澤委員、阿部委員 計12名（欠席者：0名）
欠席者	なし
議 事 (次 第)	○本庄市農業振興整備促進審議会委嘱状交付式 1 開会（議事録では割愛） 2 委嘱状交付 3 あいさつ 4 閉会 ○本庄市農業振興整備促進審議会 1 開会 2 議事 本庄農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について （本庄農業振興地域の農業の振興に関する計画変更を含む） 3 報告 農用地利用計画の変更における協議書について 4 閉会 田端副会長
配 付 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・本庄市農業振興整備促進審議会委嘱状交付式次第 ・本庄市農業振興整備促進審議会名簿 ・本庄市農業振興整備促進審議会次第 ・本庄市農業振興地域整備促進審議会資料（議事資料） ・農用地利用計画の変更における協議書 ・本庄市農業振興整備促進審議会条例及び規則 ・農業振興地域制度のあらまし ・農地転用許可制度のあらまし改定版
その他特記事項	本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条及び本庄市情報公開条例第7条の規定により、議事については非公開とする。
主 管 課	農政課

会議の経過	
発言者	発言内容・決定事項等
(事務局) 鈴木課長	<p>本日はお忙しい中、御参会くださいましてありがとうございます。</p> <p>進行を務めます農政課長の鈴木です。よろしくお願いします。</p> <p>それでは、これより本庄市農業振興整備促進審議会委員 委嘱状交付式を始めさせていただきます。市長お願いいたします。</p> <p>なお、委嘱状交付式は、本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条により、公開とします。</p> <p>それでは、市長より順次、皆様に交付をさせていただきます。</p> <p>恐縮ですが皆さんのお名前をお呼びいたしますので、その場で御起立いただき、受領いただきますようお願いします。</p>
吉田市長	(各委員の前まで移動し委嘱状交付)
鈴木課長	御協力ありがとうございました。それではここで市長から御挨拶を申し上げます。
吉田市長	(市長あいさつ)
鈴木課長	<p>ありがとうございました。これをもちまして、本庄市農業振興整備促進審議会 委嘱状交付式を閉会させていただきます。御協力ありがとうございました。</p> <p>市長におかれましては、所要によりここで退席いたします。</p> <p>委員の皆様には、準備ができ次第、引き続き、本日の審議をお世話になりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
(事務局) 美野田補佐	<p>それではこれより審議会の進行を務めさせていただきます農政課の美野田です。前任者の松井課長補佐の後任として4月より課長補佐兼庶務係長としてお世話になっております。よろしくお願いいたします。</p> <p>これより、お手元に配布の次第に沿って、本庄市農業振興整備促進審議会を進行させていただきます。</p> <p>本日の審議会でございますが、出席者全員でございます「本庄市農業振興整備促進審議会条例第5条第2項」の規定により会議が成立しておりますことを報告いたします。</p> <p>なお現在、会長不在のため、議事(1)につきましては事務局で進めさせていただきます。また、議事(1)は本庄市農業振興整備促進審議会規則により会議は公開となり、議事(2)につきましては、同規則第2条及び本庄市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するため非公開といたします。なお、今任期の委員の皆様全員が再任でございますので自己紹介は割愛</p>

様 式

美野田補佐	<p>させていただきますので、御了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それではこれより議事をお世話になりたいと存じますが、議事進行については、農政課長の鈴木が行いますのでよろしくをお願いします。</p>
鈴木課長	<p>それでは暫時、議事を進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>議事の（１）正副会長選出を上程します。</p> <p>選出については、本庄市農業振興整備促進審議会条例第４条第１項の規定により、委員の互選により定めることになっておりますので、委員の皆様の互選による選出をお願いしたいと存じます。</p> <p>まず、はじめに、会長の選出をしていただきたいと思います</p> <p>候補について自薦・他薦は問われませんので、どなたかいらっしゃいませんか。</p>
清水委員	<p>前任の田島さんをお願いしたいと思います。理由は、豊富な行政経験を基に指導力もあって、そういう意味でも一番適任だと思いますので個人的に推薦いたします。</p> <p>（異議なしの声あり）</p>
鈴木課長	<p>只今、清水委員から田島委員を推薦するとの声がありまして、皆さんも既に異議なしとの声があり拍手もいただきました。</p> <p>それでは、会長は田島委員でよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>異議がないようですので、承認とさせていただきます。</p> <p>田島委員につきましては、会長席へ御移動をお願いします。</p> <p>それでは、会長が決まりましたので、これより議長につきましては、「本庄市農業振興整備促進審議会条例第５条第１項」に基づき、田島会長をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p> <p>また、早速で恐縮ですが、就任の御挨拶をお願いします</p>
田島会長	<p>（就任あいさつ）</p>
<p>（議長）</p> <p>田島会長</p>	<p>それでは、議長の任に付かせていただきます。</p> <p>続きまして、副会長の選任について議題といたします。選任について推挙いただける方おりましたら、また、自薦、他薦、結構でございますので、発言いただければ幸いです。</p>
立石委員	<p>私の方から、農業委員会長の田端講一さんを推薦します。</p>
田島会長	<p>ただいま、田端農業委員会長という推薦の声がありましたが、皆さんどういたしましょうか。</p> <p>（異議なしの声あり）</p> <p>よろしいでしょうか、それでは皆様方の推挙をいただいたということで、</p>

様 式

田島会長	<p>田端委員は副会長席に御移動ください。 早速ですが、副会長就任のあいさつをお願いします。</p>
田端副会長	<p>(就任のあいさつ)</p>
田島会長	<p>ありがとうございます。 それでは、続いて議事に入ります前に、議事(2)については、本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条、本庄市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当するため非公開とします。 また、議事に入ります前に、議事録署名人の選任を行いたいと思います。私の方から指名させていただきます。粳田委員、小林委員をお願いします。 それでは、議事(2)、本庄農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について審議いたします。議事の内容について事務局より説明をお願いします。</p>
鈴木課長	<p>説明前に資料の御確認ですが、会議の通知と一緒に同封しました本庄市農業振興整備促進審議会資料、令和2年4月受付分に基づき説明させていただきます。また、リーフレットとして「農業振興地域制度のあらまし」と「農地転用制度のあらまし」を用意させていただきましたので、お持ち帰りいただき今後御活用ください。 それでは審議会の「資料」表紙をめくっていただきますと、1ページが総括表です。本日の諮問事項は4件でございます。(概要説明)</p>
	<p>・議事非公開（本庄市農業振興整備促進審議会規則第2条及び本庄市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当）</p>
田島会長	<p>よろしいでしょうか。 それでは、質問を終了いたします。それでは採決をお願いいたします。 ・議事（2）の事案番号1について賛成の諸君の挙手をお願いします。 挙手者総員でございます。ありがとうございます。 ・続いて事案番号2について、賛成の諸君の挙手をお願いします。 挙手者総員でございます。 ・事案番号3について、このことについて賛成の諸君の挙手をお願いします。 挙手者総員でございます。 ・続きまして事案番号4について、賛成の諸君の挙手をお願いします。 ありがとうございます。挙手者総員でございます。 以上、4事案についての採決が終わりました。 議長の任を解かせていただきます。</p>

美野田補佐	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、3報告事項に移りたいと存じます。なお、3報告事項につきましては会議を公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、課長よろしく願いいたします。</p>
鈴木課長	<p>資料右上に3報告事項とあります資料に基づき説明させていただきます。</p> <p>こちらの農用地利用計画の変更における協議書でございますが、株式会社NTTドコモから受理をいたしました。</p> <p>内容につきましては、携帯電話用無線基地局新設工事のため農用地からの除外でございます。</p> <p>農振法では、施行令第8条第4号及び同法施行規則第4条の5に規定された「公共性が特に高いと認められる事業」については、変更の申出をすることなく農用地から除かれるものとなります。</p> <p>その為、こういった事業者事前に協議書を求め事業実施前に確認を行うものでございます。</p> <p>なお、事業期間が令和2年9月1日から令和12年8月31日とありますが、これにつきましては当該基地局の共用年数を記入されたもので、実質の工事期間については、手続き等の関係で早くて、今年の10月頃から着工し1か月程度を見込んでいますと伺っております。対象地は、児玉町金屋字峯626番1、面積635㎡のうち12.96㎡でございます。表紙をめくって2ページが位置図、3ページが公図の写しで設置個所を図示しております。</p> <p>続きまして、4ページが基地局の平面図です。図面ほぼ中央の青色の四角が既存の鉄塔で、その直ぐ右側の赤色の四角の印が、今回新設を予定されている場所です。</p> <p>5ページに立面図ですが、青色のアンテナが既存のもので、赤色が今回設置を予定されているものです。なお、新設基地局が供用された場合、既存のアンテナは撤去されるということです。</p> <p>6ページには、参考として現状の写真を付けてございますので御覧ください。以上で報告事項についての説明を終わります。</p>
美野田補佐	<p>それでは、本日予定しておりました議事及び報告については全て終了いたしました。</p> <p>閉会の言葉を田端副会長よりお願いします。</p>
田端副会長	<p>(閉会のあいさつ)</p>